

## **教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則の概要**

### **1 改正の趣旨**

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）が令和7年6月18日に公布され、令和8年4月1日から、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）における教育職員の定義に主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。）及び主務保育教諭が加わることとなった。

このことに伴い、教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則においても、関係部分に主務教諭を表記する改正を行う。

### **2 改正の内容**

「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。（第2号様式及び第13号様式関係）

### **3 施行期日**

令和8年4月1日から施行する。